

2019年7月吉日

(公社)愛知建築士会 瀬戸支部会員 各位
各種関係団体 各位

(公社)愛知建築士会瀬戸支部
支部長 大津欽也

建築基準法の一部を改正する法律に関する講習会

勉強会開催のご案内

拝啓 向暑のみぎり、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃より、(公社)愛知建築士会瀬戸支部活動にご理解ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

昨年6月に公布された建築基準法の一部を改正する法律の施行に関し、政令及び関係政令の整備等に関する政令を6月14日に閣議決定、6月19日に公布 6月25日に施行となりました。

さて瀬戸支部では 株式会社確認検査愛知刈谷支店の鈴木氏を講師に迎え、建築基準法の一部を改正する法律に関する講義と及びその質疑返答を行います。

皆様におかれましては業務ご多忙の折とは存じますが、ご参加頂きますようお願い申し上げます。

敬具

記

日時：平成31年8月27日(火) 午後7時～9時 (受付午後6時30分～)

場所：パーティ瀬戸 第1学習室 定員：30名

講師：鈴木 俊哉 確認検査愛知 刈谷支店

参加費： 無料

申し込み方法：メールまたはFAXにて、8月10日迄に下欄に記載の上お申し込みください

e-mail：info@imaiarchi.com FAX 052-217-0213

問合せ先：今井 052-217-0213

CPD： 2単位(認定予定)

(公社)愛知建築士会 瀬戸支部建築基準法の一部を改正する法律に関する講習会

**定員を超えた場合のみご連絡致します*

申込先 e-mail：info@imaiarchi.com FAX：052-217-0213

氏名

TEL

e-mail

瀬戸支部会員

会員 (支部)

非会員

改正の概要（※今回施行されるもの）

（１）密集市街地等の整備改善に向けた規制の合理化

防火地域や準防火地域における延焼防止性能の高い建築物について、建蔽率を10%緩和するとともに、技術的基準（※1）を新たに整備する。

（２）既存建築物の維持保全による安全性確保に係る見直し

既存不適格建築物に係る指導・助言の仕組みを導入する。また、維持保全計画の作成が必要となる建築物等の範囲（※1）を拡大する。

（３）戸建住宅等を他用途に転用する場合の規制の合理化

耐火建築物等としなければならない3階建の商業施設、宿泊施設、福祉施設等について、200㎡未満の場合は、必要な措置（※1）を講じることで耐火建築物等とすることを不要とする。また、200㎡以下の建築物の他用途への転用は、建築確認手続きを不要とする。

（４）建築物の用途転用の円滑化に資する制度の創設

既存建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画認定制度を導入する。また、建築物を一時的に他の用途に転用する場合に一部の規定（※1）を緩和する制度を導入する。

（５）木材利用の推進に向けた規制の合理化

耐火構造等としなくてよい木造建築物の範囲を拡大するとともに、中層建築物において必要な措置（※1）を講じることで性能の高い準耐火構造とすることを可能とする。また、防火・準防火地域内の2m超の門・塀について一定の範囲（※1）で木材も利用可能とする。

（６）用途制限に係る特例許可手続の簡素化

用途制限に係る特例許可の実績の蓄積がある建築物について、用途制限に係る特例許可の手続において建築審査会の同意を不要（※2）とする。

（７）その他所要の改正
